

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市介護保険制度主治医意見書記載内容等支援事業
発注課	保) 高齢保健福祉部介護保険課
選定事業者	一般社団法人 札幌市医師会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>介護保険制度における主治医意見書は、医師のみが作成できるものであり、記載内容の確認や指摘、助言等は医師にしか行うことができない。また、本件業務は年間約9万件の主治医意見書の確認等が必要であり、これを審査会開催前に遅滞なく適切に行うには、相応の人員体制が必要となる。</p> <p>一般社団法人札幌市医師会は、札幌市内の開業医、勤務医を会員とする職能団体であり、約4,000人が所属しており、医師及び医療機関等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実にかつ効率的に実施することができる人員等の体制が整備されている唯一の法人である。</p> <p>以上のことから、当該法人を参加者として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決定日	令和6年3月15日